

## 拾得物と遺失物について

### 【岡本キャンパス】

学生部

#### 【拾得物について】

路上で物品や現金を拾ったときは、最寄りの警察署か交番に届け出るようになっていますが、建物や電車の中で物を拾ったときは、『遺失物法』という法律で「できるだけ速やかに施設占有者に届け出なければならない」と定められています。

電車の車内や駅で遺失物（落とし物や忘れ物）を拾った場合は、施設占有者である電鉄会社に、甲南大学の教室や敷地内で遺失物を拾得した場合は、学生部（3号館1階）に届け出てください。ただし、西校舎・北校舎エリアの場合は、最寄りの学部事務室に届け出ていただいて結構です。なお、学生部や学部事務室が閉まっている時間帯であれば、防災センターか守衛室に届け出てください。

#### 《現金や貴重品を拾得した場合の特例措置》

上記のとおり、大学の施設内で現金や貴重品を拾った場合は、拾得物を学生部か学部事務室に届け出るようになっていますが、現金や貴重品を拾得した者が報労金の権利を放棄しない場合に限り、拾得者は拾得物を最寄りの警察署に届け出ることができます。電話による遺失物についての確認は一切行いません。

#### 【遺失物について】

学生部や学部（学科）事務室に届けられた、遺失物は一定期間保管した後、処分されることとなりますが、現金や携帯電話等の貴重品や個人情報の含まれた物品については、警察署に届け出ることになっています。物品別の保管期間は「拾得物保管期間一覧表」を参照してください。

なお、クレジットカード、キャッシュカード、携帯電話などを紛失したときは、不正使用による被害を受けないためにクレジット会社、銀行、携帯電話会社などに連絡するようにしてください。

また、拾得物は、施設ごとの取り扱いが若干異なっていますので、大学で忘れ物をした時や、物を失くした時はできるだけ早く、保管場所に行って遺失物の有無を確認してください。

#### ◆本校舎エリア

岡本本校舎エリアで落とし物をした時や、本校舎の教室に忘れ物をした時は、学生部に探しに来てください。届けられた落とし物や忘れ物は、学生部の拾得物ロッカーで保管されることとなりますが、学生部だけでなく図書館や生協などに落とし物（忘れ物）が届けられることもありますので、そちらでも確認してください。

持ち主が分かる定期券や保険証などは、学生部から連絡するようになっていますが、書籍やファイルなどの消耗品については、保管期間を経過すると氏名が記載されていても、連絡なく処分しますのでご了承ください。

#### 講堂兼体育館

講堂兼体育館で拾得した「落とし物」や「忘れ物」は、届けられた日から翌月の15日まで、スポーツ・健康科学教育研究センター事務室（講堂兼体育館1階）で保管し、それ以降は学生部に移管されます。ただし、現金、定期券、学生証、携帯電話等の貴重品は、拾得日の翌日から学生部で保管することになっています。

#### ◆北校舎エリア

北校舎（7号館及び17号館の敷地内）で拾得した「落し物」や「忘れ物」は、届けられた日から一週間、理工学部・知能情報学部事務室（7号館1階）で保管し、それ以降は学生部に移管されます。ただし、現金、定期券、学生証、携帯電話等の貴重品は、拾得日の翌日から学生部で保管することになっています。学生部に届けられた拾得物は、本校舎エリアの遺失物と同様に取り扱われます。

#### ◆西校舎エリア

**西校舎の敷地内**（14号館を除く）

14号館を除く西校舎の敷地内で拾得した「落し物」や「忘れ物」は、届けられた日から一週間、知能情報学部職員室（13号館1階）で保管し、それ以降は学生部に移管されます。

ただし、現金、定期券、学生証、携帯電話等の貴重品は、拾得日の翌日から学生部で保管することになっています。学生部に届けられた拾得物は、本校舎エリアの遺失物と同様に取り扱われます。

**14号館**

14号館内で拾得した「落し物」や「忘れ物」は、届けられた日から一週間、生物学科職員室（14号館1階）で保管し、それ以降は学生部に移管されます。ただし、現金、定期券、学生証、携帯電話等の貴重品は、拾得日の翌日から学生部で保管することになっています。学生部に届けられた拾得物は、本校舎エリアの遺失物と同様に取り扱われます。